

広島市介護マイスター養成支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護プロフェッショナルキャリア段位制度（以下「介護キャリア段位制度」という。）に基づき、レベル4の認定を受けた者又は評価者（アセッサー）の資格を取得した者を、ひろしま介護マイスター（以下「介護マイスター」という。）として認定することにより、介護職員の資質向上及びキャリア形成を図るとともに、その社会的評価を高め、もって優秀な介護人材の確保及び定着を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル4 認定者 介護キャリア段位制度レベル認定委員会からレベル4の認定を受け、及びレベル認定証を交付された介護職員をいう。
- (2) 評価者（アセッサー） 評価者（アセッサー）講習を受講し、評価者講習修了証の交付を受け、及び介護キャリア段位制度の運営主体に評価開始の届出を行ったものをいう。
- (3) 介護サービス事業所等 別表に掲げる介護保険サービス事業に係る介護サービス事業所又は介護保険施設（いずれも市内に存するものに限る。）であって、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）等の介護報酬に係る告示による介護職員等処遇改善加算を算定しているものをいう。

(介護マイスター)

第3条 介護サービス事業所等に勤務するレベル4 認定者又は評価者（アセッサー）（常勤又は非常勤の別を問わず、同一の介護サービス事業所等に介護職員として3か月以上かつ週20時間以上勤務する者に限る。以下「レベル4 認定者等」という。）は、当該介護サービス事業所等を運営する法人等（以下「運営法人等」という。）の推薦により、介護マイスターの認定を受けることができる。

(介護マイスターの推薦方法)

第4条 運営法人等は、レベル4 認定者等が前条の認定を希望するときは、別記様式第1号による推薦書を作成し、市長に提出するものとする。

(介護マイスターの認定)

第5条 市長は、前条の規定により推薦書が提出されたときは、レベル4 認定者等を確認の上、当該レベル4 認定者等を介護マイスターとして認定するものとする。

- 2 市長は、介護マイスターを認定したときは、当該介護マイスターに対し、別記様式第2号によるひろしま介護マイスター認定証を交付するものとする。

(介護マイスター養成支援事業奨励金の交付)

第6条 市長は、介護マイスターの養成を促進するため、レベル4認定者又は評価者（アセッサー）を新たに養成するとともに、第4条により介護マイスターを推薦し、その被推薦者が前条第1項の規定により認定を受けた運営法人等に対し、次の各号のとおり、介護マイスター養成支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を1人につき10万円交付する。

- (1) レベル4認定者を養成した場合
- (2) 評価者（アセッサー）を養成した場合

2 奨励金は、同一の者に対し、前項各号に掲げる場合につき、それぞれ1回に限り交付するものとする。

3 介護マイスターの認定を受けた者が、レベル4認定者かつ評価者（アセッサー）である場合は、運営法人等は第1項各号に定める区分の奨励金を合算して申請するものとする。

(上乗せ奨励金の交付)

第6条の2 市長は、介護マイスターの養成実績のない介護サービス事業所等の運営法人等が、前条の規定による奨励金の交付を受ける場合は、1事業所につき5万円を上乗せして交付する。

(奨励金の申請)

第7条 奨励金の申請をしようとする運営法人等は、別記様式第3号による申請書に、介護サービスの中核を担う人材について定めた育成方針を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該奨励金の対象となるレベル4認定者又は評価者（アセッサー）を養成した日の属する会計年度の翌々年度の8月末までに提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、奨励金の交付を決定したときは、運営法人等に対し、別記様式第4号による決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、運営法人等に対し、速やかに奨励金を交付するものとする。

(運営法人等の責務)

第9条 奨励金の交付を受けた運営法人等は、運営する介護サービス事業所等に勤務する介護職員に対し、奨励金の趣旨、金額等について周知するとともに、介護キャリア段位制度を活用した介護職員のキャリアパスの構築及び当該キャリアパスに基づいた介護職員の処遇改善並びに第7条第1項の育成方針に則った人材の育成に努めなければならない。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた運営法人等があるときは、その運営法人等から、当該奨励金の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成27年6月12日から平成30年3月31日までの間に新たにレベル4認定者又は評価者（アセッサー）となった者に係る当該奨励金の申請については、第7条第2項中「当該奨励金の対象となるレベル4認定者又は評価者（アセッサー）を養成した日の属する会計年度の翌年度末」とあるのは、「令和2年3月31日」とする。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（対象となる介護保険サービス事業）

- ・ 訪問介護
- ・（介護予防）訪問入浴介護
- ・ 通所介護
- ・（介護予防）通所リハビリテーション
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・（介護予防）短期入所療養介護
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院